

議会改革推進特別委員会（第 1 1 回）

日 時 平成 2 4 年 1 月 1 8 日（水） 午後 1 時 3 0 分～
場 所 第 3 委員会室

1 開議

2 検討結果の確認について

3 検討項目の協議について

4 次回の日程及び協議項目について

5 その他

議会改革推進特別委員会第 10 回（H23. 12. 26開催） 検討結果表

B－2	予算・決算審査のあり方見直し		緑風1 公明4 酒井17 酒井18
H23. 9. 1 H23. 10. 14 H23. 11. 18 H23. 12. 26	意見等	○予算方式に統一（委員 13 人、決算→予算、1 年交代） ○決算方式に統一（全議員が委員、分科会方式） ○現行のまま	
	結果	合意できなければ H24. 3 定例会は現行のままとする。 （決定） 引き続き検討	検討継続

B－4	政策立案機能の充実		共産4
H23. 12. 26	意見等	○議会において政策化できる仕組みが必要 ○事案によって柔軟な構成が可能な組織が望まれる。 ○請願を例にすると根本的な所管は常任委員会 ○常任委員会が全ての事案を所管すると、委員によっては個別事案には賛成できない場合もありえる。 ○賛成、反対、様々な意見により合意形成を図ることが議会の意義 ○常任委員会を所管を超える事案も想定される。議運で所管が決定されるべき。	
	結果	常任委員会が一義的に所管する。必要に応じて特別委員会等を設置する。総括的に議会運営委員会で所管を決定する。	決定

B－5	96条2項による議決事項の拡大		共産2
H23. 12. 26	意見等	○市民生活に影響を及ぼす基本的な事項については議決対象とすべし。 ○議決対象としなくても議会への報告を義務付けることで一定の役割を果たすことも可能 ○法令等により議決対象とすることが困難な計画等もある。	
	結果	引き続き検討	検討継続

B－6	文書質問制度の導入		酒井15
H23. 12. 26	意見等	○公式な質問と位置付け、一般質問と同等の内容を文書で行えるもの。 ○文書による質問が効果的な場合もある。 ○公式な質問として、記録の整理が課題 ○答弁に係る理事者側の負担も考慮が必要 ○議会は言論で運営されることが基本	
	結果	具体的な手続き等も含め引き続き検討	検討継続